

議案第92号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備」を加え、「入力する」を「入力し、又はこれに代わる認証を行う」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子証明書を搭載した移動端末設備を用いて、多機能端末機により印鑑登録証明書の申請及び交付を行うことができるよう、所要の改正をする必要がある。